魚沼市公共下水道事業計画等変更業務委託仕様書

〔1〕 一般仕様書

第1章　総　則

1.1　業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、魚沼市において公共下水道事業を施行するにあたり、特記仕様書に示す事項に関し、下水道法第4条及び都市計画法第60条に規定する事業計画を定めるために必要な図書を作成することを目的とする。

1.2　一般仕様書の適用

業務は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下、「委託契約条項」という。」）及び本仕様書に基づき実施するものとする。ただし、特別な仕様については特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3　費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記されない項目においても原則として受注者の負担とする。

1.4　法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守しなければならない。

1.5　中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6　秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7　公益確保の責務

受注者は、業務を行うにあたっては、公益の安全及び環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8　提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に際しては、魚沼市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）　着手届　　（ロ）　工程表　　（ハ）　管理技術者届　　（ニ）　職務分担表

（ホ）　履行届　　（ヘ）　納品書　　（ト）　業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9　管理技術者及び技術者

(1)　受注者は、管理技術者及び技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2)　管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3)　受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10　工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合においては、速やかに変更工程表を提出し発注者と協議しなければならない。

1.11　成果品の審査及び納品

(1)　受注者は、成果品納入前に発注者の審査を受けなければならない。

(2)　成果品の審査において修正を指示された場合は、ただちにこれを行わなければならない。

(3)　業務の審査に合格した後は成果品一式の納入を行い、発注者の検査員による検査の確認を得

て業務の完了とする。

(4)　受注者は、発注者において必要がある時は、業務に関するデータの提供を行わなければならない。

(5)　業務完了後において明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12　関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは誠意をもってこれにあたるとともに、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

1.13　参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与するものとする。

1.14　参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献及び資料名を明示するものとする。

1.15　証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者によるものとする。

1.16　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者の協議によるものとする。

第2章　計画及び図書作成

2.1　計画（下水道法による事業計画業務）

2.1.1　一般的事項

受注者は、業務を行うにあたっては、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性及び施設の維持管理並びに総合的効果等について十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく発注者と協議を行うものとする。

2.1.2　業務の手順

(1)　業務は、着手時の打合せを実施のうえ施行するものとする。

(2)　管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。

(3)　打合せ結果については議事録を作成し、内容を明確にして提出しなければならない。

2.1.3　現地踏査

現地踏査は、計画対象区域だけではなく、関連のある地区については区域外であっても地形及び排水系統等について十分な踏査を行わなければならない。

2.1.4　調査及び計画

受注者は、発注者からの提供資料、受注者が調査収集した資料及び関係者との打合せ結果等を十分検討したうえで事業計画を作成するものとする。

2.1.5　まとめと照査

作業項目における方針の確定、確認及び作業内容の照査を行う。

2.2　図書の作成（都市計画事業認可申請図書作成業務）

2.2.1　一般的事項

受注者は、図書の作成にあたっては地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性及び事業の施行等について十分な検討を加えるとともに、問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2.2　業務の手順

(1)　業務は、着手時の打合せを実施のうえ施行するものとする。

(2)　管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。

(3)　打合せ結果については議事録を作成し、内容を明確にして提出しなければならない。

2.2.3　図書の作成

受注者は、発注者の提供した資料、受注者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を十分検討したうえで関係法令を遵守して図書を作成するものとする。

2.2.4　まとめと審査

作業項目に係る方針の確定、確認及び作業内容の照査を行う。

第3章　提出図書

3.1　提出図書

成果品の提出部数は次のとおりとする。

(1)　下水道事業計画図書　　3部（新潟県提出分を含む）

(2)　都市計画事業認可申請図書　3部（新潟県提出分を含む）

(3)　打合せ議事録　　1式

(4)　電子成果品　　1部(CD-R)

第4章　参考図書

4.1　参考図書

業務は、下記に揚げる最新版図書を参考にして行うものとする。

(1)　下水道事業の手引き（日本水道新聞社）

(2)　下水道計画の手引き（全国建設研修センター）

(3)　持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省・農林水産省・環境省）

(4)　流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（日本下水道協会）

(5)　下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）

(6)　下水道維持管理指針（日本下水道協会）

(7)　小規模下水道施設マネジメント指針と解説（日本下水道協会）

(8)　下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）

(9)　下水汚泥広域利活用検討マニュアル（国土交通省）

(10)　新都市計画の手続（都市計画協会）

〔2〕　特記仕様書

1.　特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、一般仕様書の第１章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2.　業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

2.1　下水道法による事業計画業務

(1) 事業計画　(単独公共下水道・流域関連公共下水道)
(汚水・雨水計画共・汚水計画のみ・雨水計画のみ)
※既計画面積　(汚水)1,280.9ha　(雨水)489.6ha

(2) 測　　量　(あり・なし)

(3) 幹線管きょの施設平面図作成(既存区域)　(汚水、雨水計画共・汚水計画のみ・雨水計画のみ・なし)

(4) 施設の設置に関する方針　3 施策（汚水処理・浸水対策・耐震化）

(5) 施設の機能維持に関する方針
（管きょのみ・管きょ、ポンプ場・管きょ、ポンプ場、水処理・管きょ、ポンプ場、水処理、汚泥処理）

(6) 長期的な事業の見通し（あり・なし）

(7) その他特記事項
・農業集落排水(雁坂下地区 26.5ha、田中地区 17.7ha、守門南部地区 13.8ha)を下水道事業計画区域に加える。
・処理区統合後における汚泥処理方法(広域処理)を検討する。
・不明水に関する施設対策方針を検討する。
・下水道事業における事業マネジメントの検討を行い、事業計画に反映させる。
・新潟県流域下水道（堀之内処理区）における事業計画との調整を図る。

2.2　都市計画事業認可申請図書作成業務

(1) 都市計画法に基づく事業認可（単独公共下水道、流域関連公共下水道)
(汚水、雨水計画共・汚水計画のみ・雨水計画のみ)
※既計画面積　(汚水)1,172ha　(雨水)505ha

(2) その他特記事項
・事業施行期間の延伸を図る。

＜下水道法事業計画　業務内容＞

凡例　○：業務の対象　－：業務の対象外

作　業　項　目		業務範囲	備　　考
1. 基本作業の確認		○	
2. 基礎調査	2-1　関係計画の資料収集・整理	○	
	2-2　下水道整備･維持管理状況の確認	○	
	2-3　まとめと照査	○	
3. 基本事項の検討	3-1　事業計画区域及び計画フレームの設定	○	
	3-2　計画汚水量、汚濁負荷量の算定	○	
	3-3　まとめと審査	○	
4. 汚水管きょ計画	4-1　測量(別途計上)	－	
	4-2　施設設計・点検の基本方針	○	
	4-3　枝線ルートの設定	－	
	4-4　区画割及び面積測定	－	
	4-5　流量計算	－	
	4-6　雨水管きょ計画との調整	－	
	4-7　区画割平面図作成	－	
	4-8　幹線管きょ縦断面図作成	○	
	4-9　幹線管きょの施設平面図作成(拡大区域)	○	
	4-10　幹線管きょの施設平面図作成(既存区域)	－	
	4-11　幹線管きょの流量計算表作成	○	
	4-12　下水道計画一般図作成	○	
	4-13　特殊構造物の構造図作成(別途業務)	－	
	4-14　関連管理者協議用図書作成	○	
	4-15　概算事業費の算出	○	
	4-16　まとめと照査	○	
5. 雨水管きょ計画	5-1　測量(別途計上)	－	
	5-2　施設設計の基本方針	－	
	5-3　既設水路の流下能力検討	－	
	5-4　枝線ルートの選定	－	
	5-5　区画割及び面積測定	－	
	5-6　流量計算	－	
	5-7　区画割平面図作成	－	
	5-8　幹線管きょ縦断面図作成	－	
	5-9　幹線管きょの施設平面図作成	－	
	5-10　幹線管きょの流量計算表作成	－	
	5-11　下水道計画一般図作成	－	
	5-12　特殊構造物の構造図作成（別途業務）	－	
	5-13　関連管理者協議用図書作成	－	
	5-14　雨水流出抑制対策の検討（別途業務）	－	
	5-15　概算事業費の算出	－	
	5-16　まとめと照査	－	
6. 汚水ポンプ場計画	6-1　基本方針	－	
	6-2　年度別流入水量の検討	○	
	6-3　維持管理方式の検討	－	

	6-4　容量、水理計算	○	
	6-5　施設計画	－	
	6-6　配置計画	－	
	6-7　各種図面作成	－	
	6-8　概算事業費の算出	－	
	6-9　まとめと照査	○	
7. 雨水ポンプ場計画	7-1　基本方針	－	
	7-2　維持管理方式の検討	－	
	7-3　容量、水理計算	－	
	7-4　施設計画	－	
	7-5　配置計画	－	
	7-6　各種図面作成	－	
	7-7　概算事業費の算出	－	
	7-8　まとめと照査	－	
8.終末処理場計画	8-1　基本方針	－	
	8-2　年度別流入水量の検討	－	
	8-3　水処理及び汚泥処理方式の検討	○	汚泥広域処理方針検討 不明水対策方針検討
	8-4　維持管理方式の検討	－	
	8-5　容量、水理計算	－	
	8-6　施設計画	－	
	8-7　配置計画	－	
	8-8　各種図面作成	－	
	8-9　概算事業費の算出	－	
	8-10　まとめと照査	○	
9.下水処理による水質向上の見通し	9-1　放流先水域の状況	－	
	9-2　下水処理による水質向上の見通し	－	
	9-3　まとめと照査	－	
10.財政計画の策定	10-1　年度別整備計画	○	
	10-2　年度別事業費の算出	○	
	10-3　財源計画	○	
	10-4　下水道使用料等の見通し	○	
	10-5　まとめと照査	○	
11.主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針	11-1　施設の設置に関する方針	○	
	11-2　施設の機能の維持に関する方針	○	
	11-3　長期的な事業の見通し（別途業務）	－	
	11-4　まとめと照査	○	
12.提出図書の作成	12-1　事業計画書	○	
	12-2　事業計画説明書	○	
	12-3　提出図面まとめ	○	
	12-4　その他参考図書まとめ	○	
	12-5　まとめと照査	○	
13.環境省提出図書		－	
14.設計協議		○	

＜都市計画事業認可申請図書作成　業務内容＞

凡例　○：業務の対象　－：業務の対象外

作　業　項　目		業務範囲	備　　考
都市計画事業認可申請図書作成	1. 基本事項の打合せ	○	
	2. 計画図	○	
	3. 申請書	○	
	4. 参考図書	○	
	5. まとめと照査	○	